（養護教諭等）

第九条　高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令の一部改正）

第十一条　国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令（平成二十七年文部科学省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三条第三号の文部科学省令で定める基準） **第一条**　国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第三条第三号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を相当数含むものであること。 イ・ロ　［略］ 三～六　［略］	（令第三条第三号の文部科学省令で定める基準） **第一条**　国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第三条第三号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　［同上］ 二　前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を相当数含むものであること。 イ・ロ　［同上］ 三～六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特別支援学校設置基準の一部改正）

第十二条　特別支援学校設置基準（令和三年文部科学省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教諭等の数等） **第七条**　［略］ 2　特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。 3　［略］ （養護教諭等） **第八条**　特別支援学校には、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護をつかさどる主務教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	（教諭等の数等） **第七条**　［同上］ 2　特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。 3　［同上］ （養護教諭等） **第八条**　特別支援学校には、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。